

## 社会的問題に対する知的関心および高い意識を育てる ためのカリキュラム・指導方法研究

～ 法的思考を育てるために、権利と義務、人権の概念を理論的に整理する ～

芝浦工業大学柏高等学校 杉浦 正和

### 1. はじめに

昨年度報告において、権利概念を使った生命倫理の「現代社会」授業をとりあげ、その特徴と到達点を確認し今後の課題を考えた。この狙いには、新しい権利教育を開発することもあった。それは、現在の社会科教育で法教育が大きな話題となっているからである。

この間の法教育に関する取組は著しいものがある。社会科教育と法学研究者、法律実務家（裁判所、法務省、弁護士会、司法書士会）の連携・協議の上で、2005年には法教育研究会「報告書」が出された。1990年代から行政による過剰な事前規制が見直されたため、紛争を法に基づいて公正に解決する必要性がより重要になり、「一般の人々が、……法的なものの考え方を身に付けるための教育」として法教育の重要性が高まったと位置づけている<sup>1</sup>。他方で、「子供の権利条約」の批准(1995年)と「人権教育のための国連十年行動計画」(1995-2004年)に関連して、『人権教育の指導方法等の在り方について 第二次とりまとめ』が2006年1月に出されるなど、人権教育に対する関心も高まってきている。

どちらにおいても、協力的な学習・参加的な学習・体験的な学習が取り上げられてきた。この背景には、それまでの憲法教育・人権教育に関する一定の批判がある。関係者は「一部の憲法条文や判例の単なる暗記に拘泥する傾向が、これまでの日本における法に関する

教育で広く見られたことに比較すると、アメリカの法教育の優位性は際立っている」とまで述べている<sup>2</sup>。しかし、アメリカの法教育も多様であるし、国連が進める人権教育は権利を中心にする点で、法教育と異なるものである。また、日本で憲法教育を担ってきた教師たちも新たな方向が模索している<sup>3</sup>。

本報告では、国民の権利意識を改めて分析し、その弱点から権利と人権の特徴を整理し直し、権利と義務、人権の概念を使い分ける法的思考＝法的分析力を育てる法教育を展望するものである。

追究したいテーマは以下のようになる。

日本人の一般的な権利や人権に対する意識はどんな状態か。

日本人の権利意識の弱点に対応して、教育で留意すべきことは何か。

権利と義務、責任の関係を明確にし、不可譲の人権を明確にすることによって、権利教育がどう変わるのか。

日本に紹介されてきた米国の「法教育」から学べることは何か。

いま提案されている日本の「法教育」の問題点は何か。

<sup>1</sup> 法教育研究会『はじめての法教育』（ぎょうせい、2005年、155p）2頁

<sup>2</sup> 全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』（現代人文社、2001年、211p）7頁

<sup>3</sup> 全国民主主義教育研究会編『立憲主義と法教育』（同時代社、2008年）吉田俊弘「〈点からプロセスへの〉憲法教育に向けて」で、「憲法条文への過度の依存は払拭されていない」、「人権の抑圧や平和の破壊……の課題に人類が」どう解決を模索してきたかを追体験し、現在の憲法実践に参加する意義を発見させたいと述べる。13頁。

## 2. 一般国民の拡散する人権意識

2007年の内閣府『人権擁護に関する世論調査』から一般国民の意識を分析しよう<sup>4</sup>。

第一に、一般の国民の意識では、個人による犯罪や組織による差別待遇などの重大な人権侵害と、人間関係の軽微なトラブルが、同じ人権問題として意識されている。しかし、これは人権意識の高まりと言える。

自分の人権が侵害されたことがあるかとの質問に対して、あると答えた者が16.3%と、前回比2%増である。しかし、その人権侵害のケースは、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が侵害を受けた者の47.4%、「プライバシーの侵害」25.1%、「名誉・信用のき損、侮辱」20.2%であり、人間関係のトラブルのケースがトップ3を占め、全体の半分近くとなる。国民の人権意識としては、身近な軽微な侵害への関心が高いのである。

しかし、2007年の特徴は、1997年や2003年調査と比べて全項目で数値が増えて、複数回答の合計が131%、140%から193%と大幅増になったことである。2007年は「噂、悪口」が30.7%から47.4%へと急増し「答えたくない」が13.9%から2.4%に激減した。これは、軽微であっても人権侵害と感ずるといふ、国民の人権意識の高まりがあると言えよう。

人権侵害があったという比率が1958年調査に4.8%と非常に少なかったことと、その内容が重大なものが中心だった<sup>5</sup>ことから見て

<sup>4</sup> 内閣府大臣官房政府広報室『人権擁護に関する世論調査』  
<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>

<sup>5</sup> 質問が調査年ごとにより変化しているが、1958年の侵害事例は警官の暴行や労働強化・差別待遇、強制寄付・村八分で大半を占めて軽微なものが少ない。戦前と比べて人権侵害が少なくなったと55%が答え、そう言えない19%のあげる例が警官の暴行、言論・思想の抑圧など重大なものである。

も、軽微なものにも反応するという意味での人権意識の高まりと評価できるだろう。

この背景としては、国家による重大な人権侵害だけでなく、社会で起こっている様々な不当な現象に対して、人権の観点から批判的に見る意識が深まったこと<sup>6</sup>と、マスコミの積極的な報道姿勢が考えられる。

つまり、第二の特徴は、マスコミが様々な人権侵害事例を積極的に報道するとともに、以前は問題にされなかった現象が人権侵害として認知されたことの影響が大きい。

この点では、新聞やテレビなどでのニュース報道で人権侵害が多くなったかの質問に対して、多くなったとする者42.0%、変わらないとする者が40.3%である。これを過去の結果と比較すると、1971年時点ではそれぞれ21.6%と30.5%であった。わからないという回答が34.8%も存在したのが2007年6.7%まで減り、人権侵害事件が多くなったとする回答が大きく増えたのである。

人権侵害の事例が現実が増えたかどうかは簡単に言うことができない<sup>7</sup>。しかし、児童虐待への関心が高まり、1997年調査の侵害内容の項目にセクシャル・ハラスメントとストーカー行為が加えられるなど、従来軽視されていた行為が人権侵害として報道されるようになったのは確かである。また、「日本における

<sup>6</sup> 1965年調査ではいろいろなケースで人権侵害と思うかどうか質問されている。先生が懲らしめのために生徒を殴ることに對して、30.9%が人権侵害でないと答え、侵害とする者33.1%、わからない者36.0%であった。現在では、侵害とする比率が最大となるはずである。

<sup>7</sup> 1958年調査で「警官の暴行」が全体の1%で、似た内容が1997年調査で「警察官の不当な取扱い」として全体の0.2%、2003年で0.8%、2007年2.0%と増えている。しかし、この11年で警官の横暴が急増したとはいいいにくが、国民の意識がより厳しくなった可能性は高い。

(表1) 重大な人権侵害の比率推移

(単位: %)

調査年	差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等による不利益な取扱い)	暴力、強迫、強要(地位、慣習、脅迫などによる強制や権利行使の妨害)	警察官の不当な取扱い	使用者による労働強制等の不当な待遇	地域などでの仲間はずれ	犯罪、不法行為のぬれぎぬ	合計
1983年	7.5	7.9	3.6	3.9	0.4	1.4	24.7
1997年	15.3	3.1	1.5	4.2	2.3	1.5	27.9
2003年	13.2	6.3	5.6	4.9	3.1	1.7	34.8
2007年	13.9	13.6	12.2	8	7.7	3.5	58.9

(性) (表2) 2007年重大な人権侵害の性・年齢別内訳

(性)	差別待遇	暴力、強迫、強要	警察官の不当な取扱い	使用者による労働強制等	地域などでの仲間はずれ	犯罪、不法行為	合計
男性	10.8	18.3	13.3	9.2	9.2	5.8	66.6
女性	16.2	10.2	11.4	7.2	6.6	1.8	53.4
(年齢)	0						
20～29歳	41.7	16.7	12.5	8.3	8.3	4.2	91.7
30～39歳	4.4	22.2	6.7	15.6	4.4	4.4	57.7
40～49歳	14.9	17	17	17	8.5	4.3	78.7
50～59歳	12.7	16.9	7	4.2	11.3	2.8	54.9
60～69歳	17	5.7	17	3.8	3.8	1.9	49.2
70歳以上	6.4	4.3	14.9	2.1	8.5	4.3	40.5

人権課題について、「あなたの関心があるものはどれですか」に対して、障害者をあげる者 44.1%、高齢者 40.5%、子ども 35.0%、インターネットによる人権侵害 32.7%、北朝鮮による拉致被害者 31.5%である。2007年に加わった新項目がホームレスや人身取引、性同一性障害や性的指向であり、それぞれ10%ほどの数値である。直接自分に関係がないものの弱者として人権侵害を受けやすい者への関心の高いことがうかがわれる。これは、マスコミ報道の成果であり、人権意識の高まりと見なしてよいだろう。

しかしこれは、マスコミが報道するめだつ事項に関心が集まって、本来取り組むべき重大な問題、つまり政府や会社などの組織による人権侵害事例から関心がそがれているとも言える。そこで、意識調査の中からこうした重大な人権侵害の項目を選んで過去の数値と比較したのが上の(表1)と(表2)である。すると、全体としては少数ではあるものの、近年

の問題点が浮かび上がってくる。

これらの項目は、個人による犯罪や軽微な人間関係における人権侵害ではなくて、警察という政府権力や会社などの組織・地域による不平等・不当な扱いの事例が多く入ったものと考えられる項目である。この比率は、人権侵害を受けた者の中での比率であるので、全体の中での比率にすると、4.4%、3.4%、4.8%、9.6%となり<sup>8</sup>、2007年にかけて重大な侵害が増えた可能性の高いことがわかる。

これには、人権意識の高まりで増えた部分と現実の問題多発による部分とがある。しかし、(表2)の年齢別内訳を見ると、現実の問題多発による部分の少なくないことが推定できる。それは、差別待遇の事例が20代で41.7%と異常なほど多いこと。そして、使用者による不当な待遇の事例が30代と40代で非常に多いことである。これは、労働現場における

<sup>8</sup> 一人が平均して二件近く侵害を申し立てているので、この数値が実数とは言えないのに注意したい。

非正規雇用や「名ばかり管理職」の広がりとの関係があるのは明確だろう。しかし、2003 年時点においても問題があったはずなので、マスコミや裁判で問題視される中で人権侵害として意識されて、2007 年調査で明確に現れたと考えてよいだろう。

つまり、第三の特徴としては、現代の日本で組織の関わった重大な人権侵害の事例が増加して問題になりつつあることである。これは労働現場の問題という意味で、社会制度に関わった人権侵害の問題化している現状がある。しかし、人権問題として意識された事例が少数者の問題であることから見て、労働現場の問題がこの時点では国民全体に明確に意識されていないと言えよう。

そして、第四の特徴は、大半の国民にとって問題と意識されているのは、誤った人権意識による小さなトラブルなのである。

この調査は「人権擁護に関する意識調査」であるが、次のような妙な質問が古くから行われてきた<sup>9</sup>。「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」との意見への賛否である。賛成が 85.2%と前比 9%増である。この数値は 1978 年時に 67%であったので、30 年間でかなり悪化したことになる。若者の方がそう思わない傾向が少しあるものの、年齢的な意識差が大きいとまでは言えない。つまり、国民の意識としては、一部に様々な問題があるものの、全体として深刻な人権侵害に直面

<sup>9</sup> 調査が始まった 1958 年からこの質問が、1971 年以外必ず行われてきた。1978 年以降は同じ質問で続けられてきた。少し異なる質問であるが、1958 年の賛成は 23%でしかない。1965 年に「相手の意志を無視したり迷惑をかけても平気」な人が多いに賛成が 43%。1978 年以降の質問で「他人の迷惑を考えない人が増えてきた」となり、数字が急増する。法務省の特殊な問題意識が反映した質問だろう。

しているわけでない。しかし、一方的な権利主張をする人が増えて、迷惑でもあるという意識である。しかし、注意せねばならないのは、「迷惑を考えない人が増えた」だけで、現実に侵害を受けたと答えた者が多いのではないことである。

むしろ、実際に侵害を受けた者の中でも、人間関係的な侵害における変化がある。人間関係的な侵害の 3 大項目を集計したのが次の(表 3)である。この全体での比率は実質数値でないが、大きく増えた中で名誉棄損などより重要なものの比重が増えている。人権意識の高まりと共に、先の重大な侵害を受けた者の急増と関係している可能性もある。

(表 3)人間関係的な人権侵害の比率推移 (単位:%)

調査年	めらぬ 噂、他人 からの悪 口、かけ 口	プライバ シーの侵 害	名誉・信 用のき 損、侮辱	合計	合計(全 体での 比率)
1983年	42.5		13.6	56.1	6.7
1997年	42.5	19.5	11.5	73.5	9.0
2003年	30.7	21.3	12.2	64.2	8.9
2007年	47.4	25.1	20.2	92.7	15.1

さらに深く考えると、労働現場の問題が報道される中で意識が変化してきたとは言うものの、国民の人権意識がマスコミ報道に振り回されていて、本来長期的に取り組むべき問題点を見逃しがちであるという問題がある。

つまり、第五の特徴は、大きな文化的制度的な弱点が意識されていないことである。

それは、女性に関する人権問題として聞かれた時に「職場における差別待遇」を問題とする者が 41.7%いながら<sup>10</sup>、人権課題として女性問題をあげる者が 25%と少ないことである。今日男女平等の問題が世界的に注目を浴

<sup>10</sup> 女性の人権問題への質問では、以前からずっとこの問題を多数があげてきた。

びて、日本がこの点で大きく遅れていると言われていることを考えると、一般国民のこの大問題に対する関心の低いことがわかる。

これは、子供の権利に関する関心を見るとより明確になる。先に示したように、テーマとしては子供の権利への関心が35.0%と第三位である。そこで注目されるのが、いじめを見て見ぬふりをする事68.0%やいじめを行う事47.7%、児童虐待47.7%と児童買春37.4%である。いじめをしていない傍観者が第一にあがり、その次にいじめた者、虐待や買春が来るという関心の持ち方は、マスコミ報道のいびつな反映のように見える。また、今日国際的に注目されるのが「子供の権利」条約で、日本で遅れているのがまさに子供の意見表明権の拡大と普及である。しかし、これについては項目にすらなっておらず、「学校や就職先の選択」で大人が子供の意見を無視するかが問われるだけである。

以上の5点をまとめると、多数の国民の人権問題への対応が「思いやり」であり、権利主張という個人の積極的な動きが意識されないのである。「他人の迷惑」質問への回答傾向から考えると、個人の権利主張を忌避する国民が少なくないことが予想される。「思いやり」的な権利擁護意識であれば、少数派弱者の問題改善が強く意識される。しかし、女性や子供などの少数とは言えない弱者の問題に対しては、現状の制度的なあり方を根本から変える動きが現れないのだろう。これが日本国民の人権・権利意識の弱点なのである。

### 3. 「権利と義務」関係の二つの意味

その背景にあるのが、権利とは何かについて具体的な説明がされずに、例えば「侵すことのできない永久の権利」という憲法条文の

語句が呪文のように使われる現状である<sup>11</sup>。それへの反発の表明が「権利に義務が伴う」という意見である。近年でも、このことが問題になったケースがたびたびある。

2004年の都議会で、石原都知事が「自分の利益を優先し、主義主張に固執して義務を果たそうとしない大人が」多いと述べて、次のように理由を説明する。<sup>12</sup>

これは、いってみると憲法の責任でありまして、憲法を精読しますと、権利と義務ということが非常にインバランスな形でしか出てきません。どこの国の憲法を見ても、権利と義務というのは大体同じポジションに入っているはずであります。日本の場合にはやたらに権利ばかりの文言が多くて、非常に均衡を欠いている。これがこういった風潮をつくり、戦後の日本の社会というものの本質をゆがめたんだと思います

もちろん、憲法において人権条項を入れるのは当然であって、普通は権利と義務が「同じポジション」で入ることがない。しかし、こうした誤った憲法観で、現状の問題の原因を説明したがる保守派政治家が多い。これについては以下の反論が可能である。

第一に、例えばアメリカの憲法は日本国憲法のような権利条項がなく、修正条項として権利章典が付加されたものである。このため、日本国憲法のように納税や労働などの義務についても全く書かれていない。しかし、アメ

<sup>11</sup> この語句は、人権意識調査の冒頭質問で、知っているかが問われるほど重視される。また、役所のHP内でこの条文が無数に引用されている。しかし、この語句や条文の説明を試みたHPを見たことがない。説明を受けなければ、「制限されることのない権利」「最高級の権利」とのみ理解されるだろう。

<sup>12</sup> 都議会議事録サイトから、2004.06.09：平成16年第2回定例会(第9号) 本文より。

リカ人が権利に対する義務について、ほとんど意識しないと考えると大きな誤りである。それは、法教育で取り上げられるアメリカの教科書を見ても、責任が強調されて義務的な要素が重視されていることからわかる<sup>13</sup>。義務感や責任感が欠ける現状があるとしても、その原因を日本国憲法のあり方に帰するのは無理だろう。

なお、ドイツやイタリアの憲法で、義務がどのように書かれているか<sup>14</sup>。ドイツ（1949年ボン憲法）では、人権を保護する国家の義務と両親の義務（親権としての義務）、公共の役務給付義務や兵役義務（良心的兵役拒否と女子除外としての規定）、ワイマール憲法由来の「所有権は義務を伴う」である。イタリアは、法律の義務と親の義務、非国立学校の義務、初等教育の義務、組合の登録以外の義務、私的土地所有権の義務、投票の義務<sup>15</sup>、祖国防衛の義務、市民の憲法・法律遵守義務とかなり多い。しかし、いずれにしる、権利と義務が同じポジションに入っていることはない。

第二に、石原都知事も含めて、「義務」をどのような意味で使っているかがはっきりしないことである。引用の文脈では、「主義主張に固執して義務を果たそうとしていない」ことなので、市民や国民としての義務であり、責任とほぼ同じ意味で使われ、権利行使に関連した責任だと考えることができる。世間でよく言われる「権利に義務が伴う」という意見

<sup>13</sup> 公民教育センター『テキストブック わたしたちと法 権威、プライバシー、責任、そして正義』現代人文社、2001年、237頁。副題にもあるように、責任が繰り返し強調されている。

<sup>14</sup> 高木八尺他編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、408頁。

<sup>15</sup> 同書、268頁。「第48条 投票は、人的および平等であり、自由および秘密である。その行使は、公民的義務である。」

と似た意味・文脈であろう。

この形で憲法に書かれた規定は、ワイマール憲法第153条第3項の「所有権は義務を伴う」で、この義務は権利の「行使は、同時に公共の福祉に役立つべきである」の意味である。とすると同じ表現がもっと広い文脈で、日本国憲法第12条にある。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、……国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」である。つまり、日本国憲法は、ドイツやイタリアより強い表現で、権利行使における責任を規定している。公共的責任感の欠如を憲法条項に帰することは全く不可能である。

第三に、権利と義務は、対語として使われることがある。法学や訴訟においては、むしろこの意味で使われる方が多いのである。

石原都知事は以下のように述べている<sup>16</sup>。

自己中心的で社会性を備えない子どもたちが非常に昨今ふえております。これは、とにかく子どもを大人がしからないという困った傾向の一つの所産だと思いますが、もともと子どもには大人からしかられる権利があると、あるキリスト教の伝道者がいっておりました。裏返せば、大人は子どもをしかる義務を負っているわけでありまして、きちんと子どもをしかる大人が極めて減ってまいりました。

子供に大人から「しかられる権利」があるとすると、裏返せば大人には子供を「しかる義務」があると述べている。子供の権利が大人の義務と対応し、二つが裏返しのあると知事が認識している。これが法学では一般的な権利義務関係なのである。ただし、この

<sup>16</sup> 都議会議事録サイトから、2006.03.02 : 平成18年\_第1回定例会(第4号) 本文より。

場合、知事が大人の子供を育てる義務として考えている可能性はある。

一般的には義務が、「権利に義務が伴う」という意味で理解され、権利と義務が対語という意味で理解されることは少ない。石原知事においてもその傾向がある。これは一体何を意味するのだろうか。

#### 4. 権利義務関係の理解の意義とその欠如

1. で権利主張という個人による積極的な動きが意識されない、国民の人権・権利意識のあり様を示した。このあり様と権利義務関係を一般国民が正しく理解していないことが対応しているようだ。権利義務関係の正しい理解の意義を、渡辺洋三が『法とは何か』で述べることと関連づけて分析したい<sup>17</sup>。

渡辺は、まず法の精神を正義と関連づけ、次に主体的な精神として民主主義に関連づけて説明する。そして、「法の体系は権利の体系」という小見出しでこう述べる<sup>18</sup>。

法とは何か、を考えるうえで、次に大切なことは、権利の問題である。法を社会規範のひとつとしてとらえた場合、たとえば道徳、宗教、習俗など他の社会規範と異なる法の特徴のひとつは、それが権利義務という形態をとっていることである。……法の場合は、義務に対応して権利がある。AとBが法律関係にあるというとき、AのBにたいする義務は、同時にBのAに対する権利であり、権利と義務とは表裏一体である。……同一の人間関係は、これを表からみれば権利関係であり、裏からみれば義務関係なのである。

<sup>17</sup> 渡辺洋三『法とは何か』岩波新書、1979年、238頁。

<sup>18</sup> 前掲書、31-32頁。

渡辺は中元という習俗的規範をあげて、世話をした人には中元を請求する権利が発生しないと述べる。習俗上の義務があっても権利がないのに対して、法の場合は権利と義務が発生することで、客観的ルールによる解決が可能になるのである<sup>19</sup>。

紛争の解決には三種類がある。力による解決と権威ある第三者による解決、そしてルールによる解決である。力による解決は社会的弱者を抑えるもので、弱肉強食の世界になってしまう。権威者による解決は裁判の端緒的な形態であるが、人によって判断が異なって不公平や恣意的な判断が多くなる。当事者がともに承認するルールに基づく解決こそが望ましい。

その意義は、第一に、ルールによる解決は力の行使の禁止が前提となり、弱者の利益を保護する効果を持つ。第二に、強者と弱者を、力に関係なく平等な当事者として扱うことになる。第三に、ルールを当事者に対して客観的に公平に適用し、人間の恣意性を排除しようとする。第四に、人間社会に対立や争いごとがあることを前提とし、それを公正に解決することの重要性が明確になる。渡辺は、これらの意義をルールによる解決の基本的条件として説明しながら、社会的弱者の利益を尊重しない集団や、平等な関係を尊重しない集団、人間の恣意を統制しようとししない集団、内部に対立を認めようとししない集団では、ルールによる解決が実現せず、ルールが尊重されず、その重要性が認識されないと強調する。

当事者間の約束は契約として、当事者を拘束するルールである。契約によって当事者の権利と義務を認め、その範囲を客観的に明らか

<sup>19</sup> 前掲書、33-35頁。

にすることが力の弱い当事者に必要である。だから、「契約を守ることは、ほかならぬ当事者とくに力の弱い当事者がみずからの利益を守ること」になる<sup>20</sup>。ルールに拘束されることで、相手がルールを破った時にルールに従った権利を主張することができるからである。

二つの自由がある。一つは契約自由の原則で、人が自由意思で行動することに国家や他の市民が干渉すべきでないこと。もう一つは、互いに共通のルールをつくった以上、「相手方も、そのルールに服するのであるから、もはや相手方の恣意におびやかされる心配はない、という意味の自由」である<sup>21</sup>。

日本では伝統的に、契約が強者の意思を弱者に押しつける役割を果たしてきた。このため、弱者は契約を自主的に守ろうとしない。強者は、自分を客観的に縛るものとして契約を考えずに、どうにでも変えられるものとルーズに考えがちである<sup>22</sup>。

また渡辺は、法の道徳化として日本における法と道徳の未分離を問題にする<sup>23</sup>。

わが国では、法と道徳との分離が徹底せず、しばしば、法的正義と道徳的正義とが同一の「正義」の言葉で呼ばれ、混同して使われてきた。このため、法の基準と道徳の基準とが、しばしば混同され、道徳によって法を理解する傾向、また法によって道徳を理解する傾向が、しばしば見られた。

ルールは、ルール違反に対する罰によって全員にこれを強制させる側面がある。法の道徳化は、この強制を明白に行わず、個々人の内

面に期待することになりやすい。渡辺は、「日本の家庭のしつけの中でも、他人に迷惑をかけないということは教えても、進んで他人の迷惑をやめさせるということは、あまり教えていない」と述べる<sup>24</sup>。

まとめると以下のようなだろう。

日本社会は、客観的ルールによる紛争解決を重視するようになっていない。個々人の道徳的義務感に期待して紛争を解決しようとし、実際の紛争ではルールが尊重されず、力による解決や権威者による解決になりがちである。ルールによる解決を志向しなければ、習俗や道徳的な義務感を尊重することとなり、ルールに基づく権利と義務を明確にすることには熱心でなくなる。

以上の結論は、川島武宜『日本人の法意識』（岩波新書、1967年）の考え方と似ている。これに対しては、全世界22カ国での契約観の意識調査に基づいて、加藤雅信・河合幹雄編著『人間の心と法』（有斐閣、2003年）で批判される。加藤雅信は「日本対アメリカないし日本対西洋という川島的な契約意識の差異にかんする図式は成立していない」と述べる<sup>25</sup>。また、日米中の意識調査に基づき、友人が借金を返さなかったり交通事故で賠償金がはらわれなかったりという紛争事例において、泣き寝入りするか裁判所に訴えるかなどの「行動に対する評価を尋ねた法意識の場合、日米中の間ではそれほど大きな相違は見受けられないという結論」が示される<sup>26</sup>。そして、日本人の法イメージの特徴は、「正義感覚と法がズ

<sup>20</sup> 前掲書、39頁。

<sup>21</sup> 前掲書、40頁。

<sup>22</sup> 前掲書、48頁。

<sup>23</sup> 前掲書、54頁。

<sup>24</sup> 前掲書、60頁。

<sup>25</sup> 『日本人の心の法』69頁。

<sup>26</sup> 前掲書、142頁。

れているとイメージされている」、法と「対立しないが、敬遠して使わないということであろう。これは、桃源郷イメージが約半数の日本人に保持されていることとも関連している」と述べられる<sup>27</sup>。ここで桃源郷イメージというのは、「法がなくても正常に動いていく社会が理想である」という意見に対して、米中がほとんど否定的なのに、日本人の42%が肯定していることである。

具体的な紛争解決では日本人の意識が特殊でないと言えても、法が正義に即していないという意識から桃源郷イメージが半数近くに存在することで、個々人の道徳的義務感に期待する傾向が強いは言えよう。道徳的義務感に期待すれば、権利や義務を明確にするような、ルールによる解決を重視しないという志向が生まれると言えないだろうか。そうであれば、教育の目指すべき方向は、権利義務意識やルールによる解決の意義を明確にすることであるということになる。

また、この仮定が正しければ、「権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意識は、法的な追及ができないほどの小さな不道徳的行為に対するものと推測できる。また、道徳的義務感の思いやりから、障害者や高齢者などの少数派の「人権」擁護には同調しやすい。他方で、ルールに対する関心が低いので、日常的な男女差別などをルールや制度を変えて改善するという動きが現れにくいのだろう。

ここで、この仮定に対する傍証をあげよう。

第一に、長野県の世論調査で「あなたは日常生活の中で人権を尊重」していますかという

質問がある<sup>28</sup>。肯定の回答は50%台で、「何とも言えない」や「時と場合により尊重しない」が20%や10%前後あり、20才台が非常に多いのである。「日常生活の中で、どのような方に対して人権を尊重」しているかと質問されて、選択肢上位に高齢者や障害者が来て子供や女性と続く。また、尊重しない相手についても質問されて、刑を終えて出所した人や障害者、外国人、女性と続く。(なお、女性の回答は、女性に対する尊重率が低く、尊重しない率も高い。)

第二に、『人権擁護に関する世論調査』では、児童・生徒の人権を守るのに必要なことに対する質問が1965年と1997年に行われた。児童・生徒に思いやりを教えることという回答が、65年に51.3%、97年に53.2%で、子どもの個性尊重という回答が65年に32.3%、97年に34.0%であった。2000年代の状況は大分変わったと予想されるが、思いやり重視という傾向が長らく続いてきたことがはっきりデータとなっている。

## 5. 道徳的義務に傾斜する日本の人権教育

長野県世論調査の「人権を尊重する」は、高齢者には席を譲ろうなどと同じ、人に思いやりをもって接するという意味合いのようである。人権尊重が道徳的な配慮・義務と同一視されているように見える。人権を尊重するとは、誰にでも優しくしようというような心のあり方の問題なのだろうか。

人権の本質は、人間としての平等の権利を認めることである。非人間的な不当な扱いがあれば、それを是正させることである。人間に

<sup>27</sup> 前掲書、105頁。

<sup>28</sup> 長野県総務部広報課の世論調査のサイト内に、平成14、15、19年に人権政策項目があり、14と15年がこの質問を行っている。

は好き嫌いがあり、つきあいたくない人もいるだろう。それを棚上げして優しく接することが人権尊重なのではない。合理的な理由のない不当に差別的な扱いがされなければ、十分な人権尊重なのである。そして、最も重要なのは、非人間的な扱いが起こった時や非人間的な扱いが当たり前になっている時に、そこに人権侵害があると認識し、是正の取り組みに動こうとする意識や構えを持つことであろう。日常的な道徳的思いやり到人権・権利を貶めてはならない。しかし、日本の人権教育はこの点で大きな歪みがある。

日本では「人権教育のための国連十年行動計画」(1995-2004年)に関連して、『人権教育の指導方法等の在り方について 第二次とりまとめ』(2006年、以下『第二次とりまとめ』と記す)が出された。そこに、いま述べた人権侵害の是正に取り組む意識や姿勢を育てることが明確に書かれているかを見ると、非常に残念なことにあいまいで、明確に書くのを避けたとしか思われぬのである。

「第 章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」の「1. 人権及び人権教育について」(1)でこう説明する<sup>29</sup>。

まず人権の定義を示し、「人とは何か、権利とは何かを具体的に考えなければならない。」そして、生命や身体<sup>30</sup>の自由などいくつかの権利を示して、「人間の命がかけがえのないものであるという点については、改めて強調しておきたい。」最後に、人権侵害は許されないとし、「全ての人<sup>31</sup>は……尊厳と価値が尊重されることを要求して当然なのである。したがって、誰であれば、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務

と責任とを負うのである。」と結論づける。

この人権の考え方では、権利主張の意義が述べられたのが「要求して当然」という部分に当たるようである。しかし、全体としては人権を侵害しないという「義務と責任」の方が強調されているようにしか読めない。

要求という語句が使われるのは、「自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び、自他の要求を共に満たせる解決方法を見い出してそれを実現させる能力やそのための技能」という一節である<sup>30</sup>。正当な要求に言及しないまま、一方的でなく自他共の要求という場合に限定している。権利要求をあいまいにする意図としか思われぬ。この点が、国連の人権教育との大きな違いである。

(2)において人権教育をより具体的に説明し、「育てたい資質・能力」の図を示す<sup>31</sup>。

第一に、人権擁護に関する知識。第二に、人権の価値や重要性を感受し、「自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を助長し……実践力を育成すること」として、知識的側面と 価値的・態度的側面、技能的側面を含めて、全面的に発達させることが課題であると述べられている。図には、価値的・態度的側面の中で「正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動する意欲」と「人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲」しかない。

ここには、子供自身が人権侵害を受ける可能性があり、その時に正当に権利主張をすることが重要であり、その実践力を育てるとは全く書かれていない。正義や平等の実現は理想

<sup>29</sup> 『第二次とりまとめ』6頁。

<sup>30</sup> 『第二次とりまとめ』10頁。下線は引用者で、読みにくいので読点も入れた。

<sup>31</sup> 『第二次とりまとめ』6-8頁。

と見なされているし、「思いやり」的な他人への支援だけが示されている。人権侵害事例として子供の中におけるいじめ問題を指摘しながらも、正当な権利主張や本人が自分は誤っていないと頑張れる意識を育てるという発想がない。こうした人権擁護を道徳的に行おうとする発想が、先に示した長野県の世論調査に具体的に現れたと考えてよいだろう。

さらに、の中には「自他の価値を尊重しようとする意思・態度」や「人権の観点からの自己自身の行為への責任感」とある。前者は他人の価値尊重という責任感を、後者は自分の責任感を強調したものである。権利主張が明確でない一方で、こうした義務や責任が明確に示されているのが、日本の人権教育の基本的な立場なのである。こうした方向であれば、自然に道徳的義務感をベースにした人権教育となりやすいのは当然だろう。

## 6. 権利の正当性を問う人権教育

こうした日本のあり方が本来の人権教育なのだろうか。国連の人権教育を推進している、ラルフ・ペットマンの『幼児期からの人権教育』を見てみよう。第1章に子供の絵があり、そこには「I like doing Human Rights and I like doing good things」とある。「人権するのが好き、それがいいことだと意識する子供を育てようとしている。著名な国際政治学者でもあるペットマンは、人権について以下のように述べる<sup>32</sup>。

人権の原則は、人間らしい生き方ができるためにひとはどんなことを要求してよいかについて、きわめて明瞭に述べてい

<sup>32</sup> ラルフ ペットマン『幼児期からの人権教育 参加体験型の学習活動事例集』明石書店、2002年、266頁、12頁。下線は引用者。

ます。……どんなことがらは正当な要求であり、どんなことがらはそうでないかについて、わたしたちがよく考えるようにと人権は促しているのです。ある権利の要求が正当なものであると知れば、それらが満たされていない……場合には、もっと積極的にその要求をつきつけるようになるでしょう。……他者があなたに自身に対して向ける場合に、……それを満たすことが自分の責任であると認めるような、そんな要求でもありましょう。したがって、人権の原則は、同時に人間的な責任の原則でもあるのです。

このように、人権が正当な要求であることを出発点にして、正当であるから権利要求が当然と思われ、積極的に行使すべきものとされる。同時に、他人から要求があれば、その権利実現に責任を負うものとされる。人権が、自分の積極的な権利要求と、他人の正当な要求を実現する責任という、権利と責任という不可分の両面の形で理解される。尊厳や価値を言い立てながら、実質的に道徳的な義務感に傾斜する日本の人権教育とは全く異なる位置づけである。『第二次とりまとめ』には「正当な要求」という語句が使われていない。他方で、憲法教育においては、生徒が勝手に自分の権利をあげさせる授業も行われた。どちらにも「正当な要求」という発想がない。

そして、権利が絶対的ではないし、相互に対立することもあるので、現代社会で「実際においてそれらの権利がどんな意味を持つかについて論じ続けなければ」ならない<sup>33</sup>。権利を単に要求するだけでなく、その根拠や擁護する価値を理解することが重要であるとして、

<sup>33</sup> 前掲書、14頁。下線は引用者。

こう述べる<sup>34</sup>。

（人権の感情や態度は）読み、書き、計算という三つの基礎能力に次ぐ、いわば第4のRともいふべき大切な基礎能力なのです。……権利というのは本質的には要求です。しかも強力な要求です。そして、権利要求の主張は、強力な主張となります。……権利はそれを裏付ける根拠によって力を得るのです。……それらは、主要な価値を促進し、保護するような根拠でなければなりません。

自己尊重の感情と社会的寛容（他人の尊重）の態度が発達すると、子供は責任ある、正しい判断をしようとする。こうした根拠づけの技能が第4のRである道徳的な基礎能力だと考えられている。ここで、根拠とされる主要な価値は『世界人権宣言』に示された具体的なもので、人間や生命の尊厳などのような抽象的な価値ではない。また、道徳的な感情や態度と言っても、主要価値で根拠づけられるかを分析し判断する力という技能と理解され、心の問題に止めていないのである。

こうした人権教育において、権利は、正当な要求かどうかを主要価値で分析することにより、自分の責任と正義を問うものとして位置づけられる。抽象的な価値をベースにした道徳的な義務感によらず、責任ある正しい判断をする技能によって、人権と責任が両立する態度を養成できると考えるのである。

ヨーロッパ協議会「学校における人権教育と学習のための提言」が示す人権教育のあり方も見てみよう。諸技能について、『第二次とりまとめ』にない以下の項目が示される<sup>35</sup>。

・他人の意見を聴き、討論する技能、自分

の意見を主張する技能

- ・決定に参加する技能
- ・地域レベル、地方レベル、ヨーロッパレベル、世界レベルにおける「人権擁護」のための機構を活用する技能

『第二次とりまとめ』では、「能動的な傾聴とコミュニケーションの技能」とあるだけで、日本人が弱いと言われる意見表明の技能を明確にしようとしていない。また、知識的側面で「人権を支援し、擁護する……国内外の機関等についての知識」があげられるが、技能的側面では複数の情報源を活用して「公平で均衡のとれた結論に到達する技能」までで、機関の活用が示されていない。

こうした考え方は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」から発していると言える。その第6条は「国民の責務」として「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と述べる。人権という権利主張の推進が、まず人権擁護の責務を国民に課すところから始まるとの発想は、権利教育として理解しがたいものである。

国連においては、人権高等弁務官事務所が「国連人権教育の10年」（1995-2004年）のために、『ABC：人権を教える - 小中高校向けの実践活動 - 』を制作している。そこには、以下のように述べられる<sup>36</sup>。

権利と責任

人権文化の基本原則を守ってゆくためには、人々がこれを擁護する意義を感じ続けなければなりません。「私にはその権利がある。単に欲しいとか、必要だということとも違う。それは私の権利なのだから、果たし

<sup>34</sup> 前掲書、22-23頁。下線は引用者。

<sup>35</sup> 前掲書、251-254頁。

<sup>36</sup> 『ABC：人権を教える』、16頁。下線は引用者。

てもらうべき責任がある」ということです。

しかし、権利が成り立つのは、そこに理由があるからです。それはしかも、きちんとした理由でなければなりません。そのような理由を人々が自ら考え出す機会(しかも、学校はそれに一番ふさわしい場所)がなければ、権利が認められなかったり、奪われたりしたときに、それを要求することも、他者の権利を擁護する責任を感じることもないでしょう。私たちは自ら、権利がなぜそれほど重要なのかを考えなければなりません。そうでなければ、責任感も生まれな  
いからです。

ここには、先に紹介したラルフ・ペットマンと全く同じ考え方があることがわかる。それは、人権擁護の重要性を指摘したり、責任を重視したりすることと、権利主張の積極性を強めることが両立し、むしろ不可分であるという考え方である。

こうした日本の人権教育の弱点は、以下の文献でも道徳的傾向があるとして指摘されている。しかし、権利主張が欠けているという指摘でなく、平等と差別の問題に偏りすぎているという批判である<sup>37</sup>。

北川善英「人権教育論の課題」

生田周二『人権教育の日本的性格と展望に関する研究』

しかし、ここで注意せねばならないのは、この責任という語句の意味である。3.と4.で述べた言い方によれば、権利の要求に応えるのは義務であるのに、責任という語句を使っている理由を検討する必要がある。

<sup>37</sup> 全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性 - 学校教育における理論と実践』現代人文社、2001年、44-60頁と、平成14年度～平成16年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書

7. 人権擁護は責任なのか義務なのか

まず、人権の理解について、2006年度報告で述べたことを要約しよう。

日本の主流派憲法学では、人権の特徴が固有性・不可侵性・普遍性の3つであるとされ<sup>38</sup>、「侵すことのできない永久の権利」という文言から、「侵すことのできない」側面だけをとりあげて不可侵性として説明してきた。しかし、後半の「永久の権利」とセットにして解釈しようとするれば、フランスの人権宣言と同じ趣旨の、「不可譲性」として11条の文言を解釈するべきであろう。

こうした解釈ができないのは、「譲ることのできない」(一言で不可譲性と呼ぶ)の意味を理解できず、説明できない学者が日本では大半であったからである。それは、人権の不可譲性を具体的に説明した文章が皆無に等しいことから証明できる<sup>39</sup>。

欧米の文献においても、人権の不可譲性の説明が多いというわけではない。しかし、権利に関わる文献では、必ず索引項目としてあげられ、辞典や事典にも何がしかの説明がある。日本の人権教育に大きな影響を与えた、D.セルビー『ヒューマン・ライト いま世界の人権は』には以下のようにある<sup>40</sup>。

人権は取得されたり、買われたり、相続されたりするものではない。……人権は、人間でありさえすれば、……等しく人権を持っているものである。

<sup>38</sup> 芦部信喜『憲法 新版』岩波書店、1997年、370頁。

<sup>39</sup> 例えば、樋口洋一『一語の辞典 人権』三省堂、1996年、122頁。これが、不可侵性への言及を期待したい本であるが、言及がない。樋口はフランス憲法の研究者であり、人権宣言に詳しいはずなのに。

<sup>40</sup> D.セルビー『ヒューマン・ライト』日本評論社、1988年、100頁の11頁。

この前の部分で、セルビーは「いつでも、どのような立場にある、どのような人たちにもあてはまる権利」として説明する。これを私が読んだ時、状況に制約される権利と制約されない人権との対比として理解できた。しかし、人権が「道徳的権利」という意味と、この後半部分の意味がわからないままであった。その後、人権宣言の文章を一つひとつ具体的に分析する中で、不可譲性の意義と具体的な意味が推測できるようになった。この後になって、いろいろな文献で書かれていることが改めてわかるようになったのである。

ここでは、「取得されたり、買われたり、相続されたりするもの」でないとしか述べられず、「奪うことができない」と書いていないので、「譲ることのできない」＝「奪うことのできない」権利としての人権の特徴がまだ見えにくい。以下のように書かれて初めて、権利が人間存在と不可分になっていて切り離せない。つまり、奪うことも、譲ることもできないものだとわかるのだろう<sup>41</sup>。

我々はこれらを売ることも、抵当に入れることも、否、失うことすらもできないのである。

考えてみると、「天賦人権」という訳がこの意味をかなりの部分含んだものだった。人間によって与えたり奪ったりできず、天(神)が人間の誕生時に与えるものであると。少なくとも現在の日本人でここまで理解できている者がほとんどいないのが現状である。

人権はどんな条件とも関係なく、人間に平等に与えられ、人間が人間であることと不可分だと考えられた権利なのである。こうした人権の理解の上に立つと、日常生活の約束やし

きたりと法律上の権利義務関係と大きく異なることが明確になる。

つまり、ギブアンドテイクになっている契約関係は「権利に義務が伴う」形で、自分の権利と自分の義務が結びついている。また、集団内では定められた成員の義務を果たさない者に成員としての権利が与えられない。学校生活で言えば、遅刻をせずに掃除などの役割をしっかりと果たす者が、クラスで何かを決定する時に大きな影響力を持つというケースである。こうした形で、実生活では「義務に伴って権利がある」ことが多いのである。この場合、義務が果たされなければ伴う権利が失われることになる。

しかし、人権はそうした人のあり方によって権利が強くなったり弱くなったりするものではない。人々に平等に与えられた権利だからである。この点を明確にしなければ、人権の理解が不十分となる。人々は日常生活や社会的ルールにおける感覚で、義務を果たさない者に権利がないという見方をしがちだからである。

こうした人権の正しい理解をふまえて、人権と責任の関係をどう考えるべきだろうか。

社会生活のルールにおける権利義務関係として人権を見た場合、人権が正しい要求として理解されれば、人々は人権の行使に応ずる義務を感じるだろう。その意味では、相手が人権を要求した場合、自分にはその要求を実現させる義務があると言うべきである。しかし、先に紹介した国連などの人権教育の文献ではこれを責任として述べているのである。

次のように整理できると考える。

<sup>41</sup> ボール・シガート『人間の法的権利』初川満訳、信山社、1991年、251頁の59頁。

明確なルールが存在し、法の支配が確立した領域では、権利は相手の義務と対応する関係にある。自分の権利は相手の義務であるという対応関係が、社会的な強制力によって担保されるからである。

しかし、ルールがあいまいなときや、人権のような道徳的権利の場合、本人が「正当な権利」と考えても、相手はその正当性を認めないことが少なくない。上記の場合と違って、社会が「正当な要求」を強制しにくい状況だからである。

この意味では、正当性を納得させる努力が要求者に必要であることに関連し、要求を受ける者には要求に応える責任がある、という義務より弱いニュアンスで表現した方が適切である。<sup>42</sup>

要求を受けた者が正当なものであれば要求に応じようと努力する時、それが要求者に対しては、正当性を超えた要求をしないよう努力する責任を課すと言える。それが日本国憲法12条の「公共の福祉のために(自由と権利)を利用する責任」の趣旨であろう。

契約やルール下の権利義務関係に対して、人権においては権利責任の関係として説明するというのが国連の人権教育の基本的な合意のようである。日本においては、前者の権利と後者の人権が明確に区別されず、「権利に義務が伴う」という考え方が人権の領域に侵入し、権利主張を抑制する傾向のあることが最大の問題と言えるだろう。

## 9. 終わりに

冒頭で述べた5つのテーマの内、 から についてはほぼ論ずることができた。ただ、

<sup>42</sup> 英語の責任は「応じることができる」の意味なので、この表現が好まれている可能性も高い。

高校生の権利主張に対する意識実態をふまえて深めることが必要である。また、権利や義務、責任については、昨年考案した権利義務関係の図を使ってどのように授業を行うか、という課題が残っている。

残った2テーマについては別の機会とするしかないが、概略だけを述べておこう。

まず、米国の「法教育」に関して。

第一に、注目された『テキストブック わたしたちと法 権威、プライバシー、責任、そして正義』<sup>43</sup>が、「法的なものの考え方を身に付ける」法教育のテキストと言うべきでないこと。英語のタイトルには法という語句が入っていない。第二に、このテキストを制作したアメリカのCenter for Civic Educationは、権利章典をはじめ多くの権利教育や政治教育の分野で出版活動を展開している。アメリカから導入されたものと日本の法教育に大きな違いが生まれてしまったことである。

次に、日本の法教育の問題点に関して。

第一に、ルールづくりを参加型授業として展開する実践が多いものの、ルールや法の支配の意義を生徒に十分理解させようとしていない。日本社会のルール軽視の風潮を打破しないままのルールづくりでは現状追認となること。第二に、ルールを明確にした上で、その下での権利や義務、責任を分析する中で「法的なものの考え方」が育つのではないか。第三に、特に「権利」を積極的に主張し使わせるのではなく、むしろ使わない方向をめざすという、人権教育と同じ過ちをしている可能性が高いことである。

こうした方針で、今後研究を深めていくつもりである。

<sup>43</sup> Center for Civic Education 著、江口勇治訳、現代人文社、2001年、237頁。